

# 新バリアフリー税制の概要

---

# 新バリアフリー税制のイメージ(令和8年度から)

地方税法の一部改正法案の成立が前提 

## 改正前

特別特定建築物のうち、劇場・音楽堂等について、建築物移動等円滑化誘導基準に適合させるバリアフリー改修を行った場合に、工事完了の翌年度から2年度分、当該建築物の固定資産税・都市計画税（それぞれ改修工事費用の5/100を上限）について、1/3の金額を減額する。

## 改正後

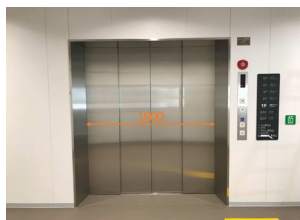
特別特定建築物について、既存建築物バリアフリー改修事業の補助を受けて、建築物移動等円滑化基準もしくは建築物移動等円滑化誘導基準に適合させるバリアフリー改修（※）を行った場合に、工事完了の翌年度から2年度分、当該建築物の固定資産税・都市計画税（それぞれ改修工事費用の5/100を上限）について、1/3を参酌して自治体が条例で定める割合分（1/6～1/2）の金額を減額する。

※詳細な要件については、今後地方税法にて決定予定

### 適用イメージ

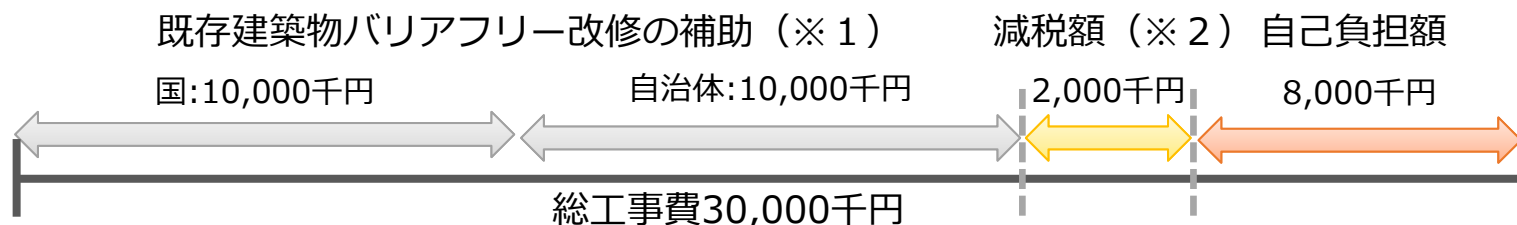


バリアフリースイートの整備



エレベーターの整備

物品販売店舗（延べ床面積3,500㎡、課税標準額500,000千円）において、バリアフリースイート及びエレベーターの整備を行い、総工事費が30,000千円。



※1：国・自治体の補助率がそれぞれ1/3の場合

※2：固定資産税・都市計画税について、それぞれ工事費用の5/100の1/3を2年間減額



補助 + 特例により自己負担率を約1/4に軽減 (補助66.7% + 税特例6.7%)

社会資本整備総合交付金等にて支援

民間建築物への補助は、民間事業者への直接補助ではなく、地方公共団体を通じた間接補助（地方公共団体による補助制度の創設が必要）

バリアフリー法に基づく基本構想・条例等の策定、小規模店舗をはじめとした既存建築ストックのバリアフリー改修工事等を支援し、障害者等が安心して暮らせる環境の整備を図る。

**交付対象事業者**  
地方公共団体、民間事業者、協議会等

**交付率** 1/3を国費で支援

**補助対象地域**

- ①三大都市圏の既成市街地等
- ②人口5万人以上の市
- ③厚生労働省事業等の実施都市
- ④都市機能誘導区域の駅周辺
- ⑤バリアフリー基本構想、移動等円滑化促進方針、バリアフリー法に基づく条例を策定した区域

**支援概要**

- バリアフリー法に基づく条例・基本構想の策定への支援
- 既存建築物バリアフリー改修事業

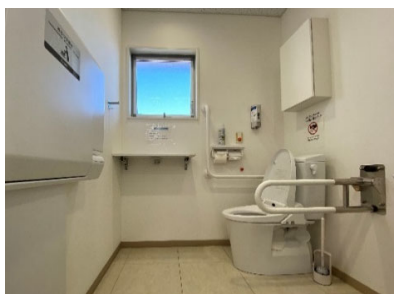
【対象建築物】

- 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者・障害者等が利用する建築物(店舗等)
- バリアフリー条例による規制対象の建築物

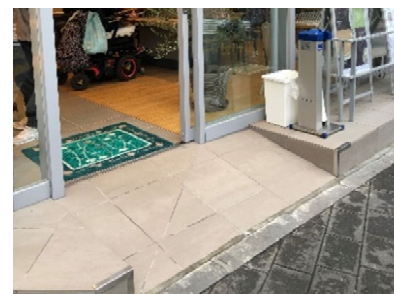
【補助対象】

- バリアフリー改修工事に要する費用

- ・ 段差の解消
- ・ 出入口、通路の幅の確保
- ・ 車椅子利用者用トイレの設置
- ・ オストメイト設備を有するトイレの設置
- ・ 乳幼児用設備の設置
- ・ ローカウンターを設置
- ・ 車椅子利用者用駐車施設の設置
- ・ 駐車場から店舗までの屋根設置
- ・ 視覚障害者誘導用ブロックの設置
- ・ 点字・音声等による案内板の設置
- ・ トイレ・客室へのフラッシュライトの設置
- ・ 集団補聴設備の設置 など



トイレのバリアフリー化



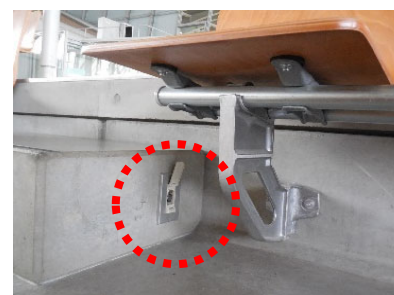
スロープの設置



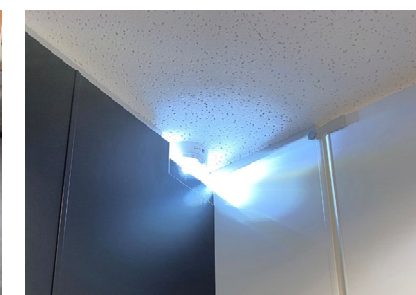
ローカウンターを設置



視覚障害者誘導用ブロック、点字による案内板の設置



集団補聴設備の設置



トイレへのフラッシュライトの設置

写真の出典：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(令和3年3月)